

○松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例

平成17年7月12日

松江市条例第403号

改正 平成17年9月30日 条例第438号

平成18年3月31日 条例第23号

平成19年3月30日 条例第32号

平成20年3月31日 条例第2号

平成20年10月3日 条例第48号

平成22年3月26日 条例第18号

平成23年3月25日 条例第13号

平成23年7月5日 条例第55号

平成25年3月18日 条例第25号

平成25年12月20日 条例第60号

平成26年3月26日 条例第10号

平成26年12月19日 条例第55号

平成27年10月6日 条例第49号

平成28年10月3日 条例第60号

平成29年12月19日 条例第56号

平成30年3月22日 条例第1号

平成31年3月29日 条例第4号

(設置)

第1条 スポーツの振興及び文化の向上を図るための集会等の用に供し、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、松江市が指定管理者に管理させる運動施設（以下「指定運動施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 指定運動施設の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条 指定運動施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2

第3項に規定する指定管理者にこれを行わせるものとする。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定運動施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の徴収、減免及び還付に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) スポーツ振興を目的とする各種の催しの企画及び実施に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(供用日及び供用時間)

第5条 施設等の供用日及び供用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(利用許可)

第6条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、第6条第1項の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）

が次の各号のいずれかに該当すると認めたとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規程に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 利用料金を納期限までに納付しないとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。

(5) 利用者が第6条第2項の規定により利用許可に付した条件に違反したとき。

(6) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項に規定する措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長及び指定管理者は、その責任を負わない。

（利用料金）

第9条 利用者は、第6条第1項の許可を受けてする施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に掲げる額を上限とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長の承認を得て、その全額又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責任に帰さない理由により、利用することができなくなったとき。

- (2) 前号に定めるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。

(利用者の特別設備)

第12条 利用者は、施設等の利用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(目的外利用の禁止)

第14条 利用者は、施設等を許可に係る利用目的以外に利用し、若しくはその利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第15条 利用者が、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第16条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、指定運動施設の管理は市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が指定運動施設の管理を行う場合にあつては、第5条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第6条、第7条、第8条第1項及び第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項第3号、第9条の見出し、同条第1項及び第2項、第10条（見出しを含む。）、第11条（見出しを含む。）並びに別表第3第1号の表から第50号の表までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項、第10条第2項及び第11条第2号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第10条第1項中「指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、公益上特に必要と認めるときは」と、第11条中「指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは」と、第18条中「利用料」とあるのは「使用料」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 市長は、詐欺その他不正の行為により、利用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までにした松江市運動施設設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第158号）又は松江市都市公園条例の規定によりなされた使用の許可その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

3 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町立総合体育館の設置及び管理に関する条例（昭和55年東出雲町条例第14号）、東出雲町グラウンドゴルフ場及びクラブハウス設置並びに管理に関する条例（平成13年東出雲町条例第11号）又は東出雲町都市公園条例（昭和60年東出雲町条例第9号）の規定によりなされた利用の許可その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日松江市条例第438号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 14 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の松江市運動施設設置及び管理に関する条例の規定によりなされた許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の松江市指定管理者の管理する松江市運動施設設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年3月31日松江市条例第23号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日松江市条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(松江市宍道B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 松江市宍道B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第160号)は、廃止する。

(松江市運動施設設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 松江市運動施設設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第158号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(松江市都市公園条例の一部改正)

- 4 松江市都市公園条例(平成17年松江市条例第340号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

- 5 この条例の施行の日の前日までに、附則第2項の規定による廃止前の松江市宍道B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使

用許可その他の処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定になされたものとみなす。

6 この条例の施行の日の前日までに、附則第3項の規定による改正前の松江市運動施設設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定になされたものとみなす。

7 この条例の施行の日の前日までに、附則第4項の規定による改正前の松江市都市公園条例の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定になされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日松江市条例第2号）

（施行日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松江市八束保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例、松江市鹿島文化ホールの設置及び管理に関する条例、松江市宍道ふれあい交流館の設置及び管理に関する条例、松江市運動施設設置及び管理に関する条例、松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例、松江市島根総合公園施設設置及び管理に関する条例、松江市美保関総合運動公園の設置及び管理に関する条例、松江市都市公園条例、松江市八雲山村広場の設置及び管理に関する条例又は松江市美保関海の学苑ふるさと創生館の設置及び管理に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月3日松江市条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(松江市都市公園条例の一部改正)

- 2 松江市都市公園条例（平成17年松江市条例第340号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年3月26日松江市条例第18号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日松江市条例第13号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月5日松江市条例第55号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日松江市条例第25号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日松江市条例第60号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日松江市条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日松江市条例第55号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則（平成27年10月6日松江市条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 運動施設の管理のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても

行うことができる。

附 則（平成28年10月3日松江市条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 運動施設の管理のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

（松江市都市公園条例の一部改正）

- 3 松江市都市公園条例（平成17年松江市条例第340号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年12月19日松江市条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（松江市馬潟体育館の設置及び管理に関する条例の廃止）

- 2 松江市馬潟体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第159号）は、廃止する。

（松江市馬潟体育館の設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の松江市馬潟体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年3月22日松江市条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例の一部改

正に伴う経過措置)

12 施行日の前日までに、附則第7項の規定による改正前の松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例の規定により教育委員会がした使用許可その他の処分、手続その他の行為は、市長がしたものとみなす。

附 則（平成31年3月29日松江市条例第4号）

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 名 称                       | 位 置            |
|---------------------------|----------------|
| 松江海洋センター                  | 松江市西浜佐陀町1012番地 |
| 秋鹿なぎさ公園                   | 松江市岡本町1048番地1  |
| 松江市ニュースポーツ公園ターゲット・バードゴルフ場 | 松江市東長江町927番地   |
| 松江市ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場     | 松江市東長江町927番地   |
| サンライフ松江                   | 松江市大庭町1751番地14 |
| 松江市矢田体育館                  | 松江市矢田町250番地18  |
| 楽山庭球場                     | 松江市西川津町楽山公園    |
| 楽山野球場                     | 松江市西川津町楽山公園    |
| 松江市営陸上競技場                 | 松江市上乃木十丁目4番1号  |
| 松江市営補助競技場                 | 松江市上乃木十丁目4番1号  |
| 松江市営野球場                   | 松江市上乃木十丁目4番1号  |
| 松江市営庭球場                   | 松江市上乃木十丁目4番1号  |
| こどもスポーツ広場（フットボール練習場）      | 松江市上乃木十丁目4番1号  |

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 場)             |                  |
| 松江市総合体育館       | 松江市学園南一丁目21番1号   |
| 松江市北庭球場        | 松江市学園南一丁目21番1号   |
| 松江市北公園多目的広場    | 松江市学園南一丁目21番1号   |
| 松江市馬潟体育館       | 松江市富士見町1番地58     |
| 鹿島片匂運動場        | 松江市鹿島町片匂483番地2   |
| 鹿島総合体育館        | 松江市鹿島町佐陀本郷76番地   |
| 鹿島武道館          | 松江市鹿島町名分1539番地2  |
| 鹿島グラウンドゴルフ場    | 松江市鹿島町北講武908番地2  |
| 鹿島御津地区体育館      | 松江市鹿島町御津800番地    |
| 島根総合公園運動広場     | 松江市島根町大芦1184番地1  |
| 島根体育館          | 松江市島根町加賀1455番地   |
| 島根スポーツ広場       | 松江市島根町野波2376番地1  |
| 八雲屋根付き多目的広場    | 松江市八雲町熊野765番地1   |
| 宍道総合公園多目的広場    | 松江市宍道町白石1405番地1  |
| 宍道総合公園テニスコート   | 松江市宍道町白石1405番地1  |
| 宍道総合公園少年広場     | 松江市宍道町白石1405番地1  |
| 宍道総合公園野球場      | 松江市宍道町白石1405番地1  |
| 宍道体育センター       | 松江市宍道町佐々布204番地4  |
| 宍道武道館          | 松江市宍道町佐々布204番地4  |
| 松江市宍道B&G海洋センター | 松江市宍道町上来待210番地1  |
| 八束体育館          | 松江市八束町波入2096番地   |
| 八束テニスコート       | 松江市八束町江島1128番地11 |
| 八束総合運動場        | 松江市八束町江島1128番地2  |

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 美保関総合運動公園多目的運動場 | 松江市美保関町下宇部尾872番地16 |
| 美保関総合運動公園野球場    | 松江市美保関町下宇部尾872番地16 |
| 美保関総合運動公園多目的広場  | 松江市美保関町下宇部尾872番地16 |
| 美保関総合運動公園テニスコート | 松江市美保関町下宇部尾872番地16 |
| 美保関体育館          | 松江市美保関町下宇部尾556番地1  |
| 玉湯野球場           | 松江市玉湯町湯町682番地2     |
| 玉湯体育館           | 松江市玉湯町湯町714番地3     |
| 空口公園テニスコート      | 松江市玉湯町玉造99番地10     |
| 空口公園多目的広場       | 松江市玉湯町玉造95番地8      |
| 東出雲体育館          | 松江市東出雲町揖屋1139番地2   |
| 東出雲グラウンドゴルフ場    | 松江市東出雲町錦新町六丁目8番1号  |
| 東出雲中央公園野球場      | 松江市東出雲町揖屋3349番地1   |
| 東出雲中央公園多目的グラウンド | 松江市東出雲町揖屋3349番地1   |
| 東出雲中央公園テニスコート   | 松江市東出雲町揖屋3349番地1   |

別表第2（第5条関係）

| 施設名      |          | 供用日                       | 供用時間                                                 |
|----------|----------|---------------------------|------------------------------------------------------|
| 松江海洋センター | 陸上スポーツ施設 | 1月4日から12月28日まで及び毎週月曜日を除く日 | 1 スポーツ広場<br>自 日の出<br>至 日没<br>2 上記以外<br>自 9時<br>至 21時 |
|          | 海洋スポーツ施設 | 4月1日から10月31日まで及び毎週月曜日を除く日 | 自 9時<br>至 17時                                        |

|                           |      |                           |               |
|---------------------------|------|---------------------------|---------------|
| 秋鹿なぎさ公園                   | 艇庫以外 | 1月4日から12月28日まで及び毎週火曜日を除く日 | 自 9時<br>至 21時 |
|                           | 艇庫   | 4月1日から10月31日まで及び毎週火曜日を除く日 | 自 9時<br>至 日没  |
| 松江市ニュースポーツ公園ターゲット・バードゴルフ場 |      | 1月4日から12月28日まで            | 自 9時<br>至 日没  |
| 松江市ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場     |      | 1月4日から12月28日まで            | 自 9時<br>至 日没  |
| サンライフ松江                   |      | 1月4日から12月28日まで            | 自 9時<br>至 22時 |
| 松江市矢田体育館                  |      | 1月4日から12月28日まで            | 自 9時<br>至 22時 |
| 楽山庭球場                     |      | 1月4日から12月28日まで            | 自 日の出<br>至 日没 |
| 楽山野球場                     |      | 1月4日から12月28日まで            | 自 日の出<br>至 日没 |
| 松江市営陸上競技場                 |      | 1月4日から12月28日まで            | 自 9時<br>至 日没  |
| 松江市営補助競技場                 |      | 1月4日から12月28日まで            | 自 9時<br>至 21時 |
| 松江市営野球場                   |      | 3月1日から12月28日まで            | 自 9時<br>至 21時 |

|                      |         |                                                                |                                                      |
|----------------------|---------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 松江市営庭球場              |         | 1月4日から12月28日まで                                                 | 自 9時<br>至 21時                                        |
| こどもスポーツ広場（フットボール練習場） |         | 1月4日から12月28日まで                                                 | 自 9時<br>至 21時                                        |
| 松江市総合体育館             | 附属駐車場以外 | 1月4日から12月28日まで                                                 | 自 9時<br>至 22時                                        |
|                      | 附属駐車場   | 特別な理由を除き通年                                                     | 自 6時<br>至 22時30分                                     |
| 松江市北庭球場              |         | 1月4日から12月28日まで                                                 | 自 9時<br>至 21時                                        |
| 松江市北公園多目的広場          |         | 1月4日から12月28日まで                                                 | 自 9時<br>至 21時                                        |
| 松江市馬潟体育館             |         | 1月4日から12月28日まで                                                 | 自 9時<br>至 22時                                        |
| 鹿島片匂運動場              |         | 1月4日から12月28日まで                                                 | 自 6時<br>至 18時                                        |
| 鹿島総合体育館              |         | 1月4日から12月28日まで<br><br>（ただし、温水プールについては毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日） | 1 メインアリーナ、サブアリーナ、会議室、控室、トレーニング室<br><br>自 9時<br>至 22時 |
|                      |         |                                                                | 2 温水プール<br><br>自 9時<br>至 20時                         |

|             |                                                      |                                                                         |
|-------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
|             |                                                      | 3 多目的広場<br>自 9時<br>至 21時30分                                             |
| 鹿島武道館       | 1月4日から12月28日まで                                       | 自 5時<br>至 22時                                                           |
| 鹿島グラウンドゴルフ場 | 1月4日から12月28日まで                                       | 自 9時<br>至 日没                                                            |
| 鹿島御津地区体育館   | 1月4日から12月28日まで                                       | 自 8時<br>至 22時                                                           |
| 島根総合公園運動広場  | 1月4日から12月28日まで                                       | 4月1日から9月30日まで<br>自 8時30分<br>至 18時<br>10月1日から3月31日まで<br>自 8時30分<br>至 17時 |
| 島根体育館       | 1月4日から12月28日まで<br><br>(ただし、毎週月曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日) | 平日及び土曜日<br>自 9時<br>至 22時<br>日曜日<br>自 9時<br>至 17時                        |
| 島根スポーツ広場    | 1月4日から12月28日まで                                       | 4月1日から9月30日まで<br>自 8時30分<br>至 18時                                       |

|              |                                                  |                                                                                                                                                      |
|--------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              |                                                  | 10月1日から3月31日まで<br>自 8時30分<br>至 17時                                                                                                                   |
| 八雲屋根付き多目的広場  | 特別な理由を除き通年                                       | 自 6時<br>至 22時                                                                                                                                        |
| 宍道総合公園多目的広場  | 1月4日から12月28日まで<br>（ただし、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日） | 4月1日から4月30日まで<br>自 8時30分<br>至 18時30分<br>5月1日から10月31日まで<br>平日<br>自 8時30分<br>至 22時<br>日曜日、休日<br>自 6時<br>至 22時<br>11月1日から翌年の3月31日まで<br>自 8時30分<br>至 17時 |
| 宍道総合公園テニスコート | 1月4日から12月28日まで<br>（ただし、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日） | 4月1日から4月30日まで<br>自 8時30分<br>至 18時30分<br>5月1日から10月31日まで<br>平日                                                                                         |

|            |                                                          |                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |                                                          | 自 8時30分<br>至 22時<br>日曜日、休日<br>自 6時<br>至 22時<br>11月1日から翌年の3月31<br>日まで<br>自 8時30分<br>至 17時                                                                 |
| 宍道総合公園少年広場 | 1月4日から12月28日まで<br>（ただし、毎週火曜日を除<br>く日。当該日が休日の場合<br>はその翌日） | 4月1日から4月30日まで<br>自 8時30分<br>至 18時30分<br>5月1日から10月31日まで<br>平日<br>自 8時30分<br>至 22時<br>日曜日、休日<br>自 6時<br>至 22時<br>11月1日から翌年の3月31<br>日まで<br>自 8時30分<br>至 17時 |
| 宍道総合公園野球場  | 1月4日から12月28日まで<br>（ただし、毎週火曜日を除                           | 4月1日から4月30日まで<br>自 8時30分                                                                                                                                 |

|                |                                                             |                                                                                                                                                                         |
|----------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | <p>く日。当該日が休日の場合はその翌日)</p>                                   | <p>至 18時30分</p> <p>5月1日から10月31日まで</p> <p>平日</p> <p>自 8時30分</p> <p>至 22時</p> <p>日曜日、休日</p> <p>自 6時</p> <p>至 22時</p> <p>11月1日から翌年の3月31日まで</p> <p>自 8時30分</p> <p>至 17時</p> |
| 宍道体育センター       | <p>1月4日から12月28日まで</p> <p>(ただし、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)</p> | <p>自 9時</p> <p>至 22時</p>                                                                                                                                                |
| 宍道武道館          | <p>1月4日から12月28日まで</p> <p>(ただし、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)</p> | <p>自 9時</p> <p>至 22時</p>                                                                                                                                                |
| 松江市宍道B&G海洋センター | <p>1月4日から12月28日まで</p> <p>(ただし、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)</p> | <p>月・水・木</p> <p>自 10時</p> <p>至 21時</p> <p>金・土</p>                                                                                                                       |

|                 |                                                      |                                                                                               |
|-----------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 |                                                      | 自 10時<br>至 21時30分<br>日<br>4月1日から11月30日<br>自 10時<br>至 18時<br>12月1日から翌年の3月31日<br>自 10時<br>至 17時 |
| 八束体育館           | 1月4日から12月28日まで<br><br>(ただし、毎週月曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日) | 自8時30分<br>至22時                                                                                |
| 八束テニスコート        | 1月4日から12月28日まで<br><br>(ただし、毎週月曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日) | 自7時<br>至22時                                                                                   |
| 八束総合運動場         | 1月4日から12月28日まで<br><br>(ただし、毎週月曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日) | 自8時30分<br>至22時                                                                                |
| 美保関総合運動公園多目的運動場 | 1月4日から12月28日まで                                       | 自 8時<br>至 18時                                                                                 |

|                 |           |                                                  |                  |
|-----------------|-----------|--------------------------------------------------|------------------|
| 美保関総合運動公園野球場    |           | 1月4日から12月28日まで                                   | 自 8時<br>至 18時    |
| 美保関総合運動公園多目的広場  |           | 1月4日から12月28日まで                                   | 自 8時<br>至 18時    |
| 美保関総合運動公園テニスコート |           | 1月4日から12月28日まで                                   | 自 8時<br>至 22時    |
| 美保関体育館          |           | 1月4日から12月28日まで                                   | 自 9時<br>至 22時    |
| 玉湯野球場           |           | 1月4日から12月28日まで                                   | 自 9時<br>至 18時    |
| 玉湯体育館           |           | 1月4日から12月28日まで<br>(ただし、毎週月曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日) | 自 9時<br>至 22時    |
| 空口公園テニスコート      |           | 1月4日から12月28日まで                                   | 自 9時<br>至 18時    |
| 空口公園多目的広場       |           | 1月4日から12月28日まで                                   | 自 9時<br>至 18時    |
| 東出雲体育館          |           | 1月4日から12月28日まで<br>(ただし、毎週月曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日) | 自 9時<br>至 22時    |
| 東出雲グラウンドゴルフ場    | グラウンドゴルフ場 | 1月4日から12月28日まで<br>(ただし、毎週月曜日を除                   | 自 8時30分<br>至 17時 |

|                 |                |                                                                                                     |                  |
|-----------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| フ場              | クラブハウス         | く日)                                                                                                 | 自 8時30分<br>至 22時 |
| 東出雲中央公園野球場      | 1月4日から12月28日まで | 4月1日から4月30日まで<br>自 9時<br>至 19時<br>5月1日から9月30日まで<br>自 6時<br>至 19時<br>10月1日から3月31日まで<br>自 9時<br>至 19時 |                  |
| 東出雲中央公園多目的グラウンド | 1月4日から12月28日まで | 4月1日から4月30日まで<br>自 9時<br>至 19時<br>5月1日から9月30日まで<br>自 6時<br>至 19時<br>10月1日から3月31日まで<br>自 9時<br>至 19時 |                  |
| 東出雲中央公園テニスコート   | 1月4日から12月28日まで | 4月1日から4月30日まで<br>自 9時<br>至 22時<br>5月1日から9月30日まで                                                     |                  |

|  |  |                                                  |
|--|--|--------------------------------------------------|
|  |  | 自 6時<br>至 22時<br>10月1日から3月31日まで<br>自 9時<br>至 22時 |
|--|--|--------------------------------------------------|

別表第3（第9条関係）

(1) 松江海洋センター利用料金の基準額

(ア) 第一体育館及び第二体育館

| 利用区分  |    |                  | 時間区分 | 9時から19時<br>(1時間につき) | 19時から21時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
|-------|----|------------------|------|---------------------|----------------------|-----------------|
|       |    |                  |      |                     |                      |                 |
| 第一体育館 | 占用 | 一般・高校生           |      | 810円                | 1,220円               | 970円            |
|       |    | 中学生以下・高齢者・障がい者   |      | 400円                | 610円                 | 480円            |
|       |    | アマチュアスポーツ以外の催しもの |      | 6,110円              | 9,160円               | 7,330円          |
|       |    |                  |      |                     |                      |                 |
| 第二体育館 | 占用 | 一般・高校生           |      | 580円                | 860円                 | 690円            |
|       |    | 中学生以下・高齢者・障がい者   |      | 280円                | 420円                 | 340円            |
|       |    | アマチュアスポーツ以外の催しもの |      | 4,340円              | 6,520円               | 5,220円          |
|       |    |                  |      |                     |                      |                 |
| 個人利用  |    | 一般・高齢者           |      | 1時間につき 100円         |                      |                 |
|       |    | 高校生以下・障がい者       |      | 1時間につき 50円          |                      |                 |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額に2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

（イ） 舟艇

| 利用区分 \ 時間区分 |                | 1人30分につき |
|-------------|----------------|----------|
| 個人利用        | 一般・高校生         | 200円     |
|             | 中学生以下・高齢者・障がい者 | 100円     |
| 団体利用        | 一般・高校生         | 140円     |
|             | 中学生以下・高齢者・障がい者 | 70円      |

備考

- 1 30分に満たない時間は、30分として算定する。
- 2 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

（ウ） スポーツ広場

| 利用区分 |     | 時間区分             | 1時間につき |
|------|-----|------------------|--------|
| 利用区分 | 占 用 | 一般・高校生           | 1,160円 |
|      | 利用  | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 580円   |
|      |     | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 3,480円 |

#### 備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 占用面積が2分の1以内のときの基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に2分の1を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

#### (2) 秋鹿なぎさ公園利用料金の基準額

##### (ア) 研修室

| 利用区分 |  | 時間区分 | 1時間につき |
|------|--|------|--------|
|      |  |      |        |

|     |              |      |
|-----|--------------|------|
| 占 用 | 一般           | 410円 |
| 利用  | 営利宣伝を目的とした場合 | 510円 |

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 舟艇

| 利用区分      |                | 時間区分 | 1人30分につき |
|-----------|----------------|------|----------|
| 個 人<br>利用 | 一般・高校生         |      | 200円     |
|           | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 100円     |
| 団 体<br>利用 | 一般・高校生         |      | 140円     |
|           | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 70円      |

備考

- 1 30分に満たない時間は、30分として算定する。
- 2 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

(ウ) 炊事棟

| 利用区分     |  | 時間区分 | 1回につき |
|----------|--|------|-------|
| かまど・水栓1基 |  |      | 560円  |

(3) 松江市ニュースポーツ公園ターゲット・バードゴルフ場利用料金の基

準額

| 時間区分     |            | 1日・1人・1回につき     |
|----------|------------|-----------------|
| 利用区分     |            |                 |
| 個人<br>利用 | 一般・高校生・高齢者 | 360円            |
|          |            | 回数券（20回分）5,090円 |
|          | 中学生以下・障がい者 | 180円            |
| 団体<br>利用 | 一般・高校生・高齢者 | 250円            |
|          | 中学生以下・障がい者 | 120円            |

備考 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

(4) 松江市ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場利用料金の基準額

| 時間区分     |            | 1日・1人・1回につき     |
|----------|------------|-----------------|
| 利用区分     |            |                 |
| 個人<br>利用 | 一般・高校生・高齢者 | 360円            |
|          |            | 回数券（20回分）5,090円 |
|          | 中学生以下・障がい者 | 180円            |
| 団体<br>利用 | 一般・高校生・高齢者 | 250円            |
|          | 中学生以下・障がい者 | 120円            |

備考 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

(5) サンライフ松江利用料金の基準額

(ア) 体育館

| 時間区分 |          | 9時から19時  | 19時から22時 | 時間外      |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 利用区分 |          | (1時間につき) | (1時間につき) | (1時間につき) |
| 占有   | 一般・高校生   | 630円     | 940円     | 750円     |
| 利用   | 中学生以下・高齢 | 310円     | 460円     | 370円     |

|    |                      |             |        |        |
|----|----------------------|-------------|--------|--------|
|    | 者・障がい者               |             |        |        |
|    | アマチュアスポーツ<br>以外の催しもの | 4,730円      | 7,090円 | 5,680円 |
| 個人 | 一般・高齢者               | 1時間につき 100円 |        |        |
| 利用 | 高校生以下・障がい者           | 1時間につき 50円  |        |        |

#### 備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

（イ） 会議室・研修室・多目的室

|      |      |        |
|------|------|--------|
| 利用区分 |      |        |
|      | 時間区分 | 1時間につき |

|               |     |              |      |
|---------------|-----|--------------|------|
| 会議室・研修室（一室単位） | 占 用 | 一般           | 410円 |
|               | 利用  | 営利宣伝を目的とした場合 | 510円 |
| 多目的室          | 占 用 | 一般           | 780円 |
|               | 利用  | 営利宣伝を目的とした場合 | 970円 |

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(6) 松江市矢田体育館利用料金の基準額

(ア) 体育館

| 時間区分 |                  | 9時から19時<br>(1時間につき) | 19時から22時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
|------|------------------|---------------------|----------------------|-----------------|
| 利用区分 | 占 用              |                     |                      |                 |
|      | 一般・高校生           | 1,200円              | 1,800円               | 1,430円          |
|      | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 600円                | 890円                 | 710円            |
|      | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 9,010円              | 13,510円              | 10,810円         |
| 個人利用 | 一般・高齢者           | 1時間につき 100円         |                      |                 |
|      | 高校生以下・障がい者       | 1時間につき 50円          |                      |                 |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

（イ） ミーティングルーム

| 利用区分 |              | 時間区分 | 1時間につき |
|------|--------------|------|--------|
|      |              |      |        |
| 占 用  | 一般           |      | 510円   |
| 利用   | 営利宣伝を目的とした場合 |      | 640円   |

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利

用料金を徴収するものとする。

4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(7) 楽山庭球場利用料金の基準額

| 利用区分 |                | 時間区分 | 1面1時間につき |
|------|----------------|------|----------|
| 占 用  | 一般・高校生         |      | 340円     |
| 利 用  | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 170円     |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(8) 楽山野球場利用料金の基準額

| 利用区分 |     | 時間区分             | 1時間につき |
|------|-----|------------------|--------|
| 利用区分 | 占 用 | 一般・高校生           | 1,200円 |
|      | 利用  | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 600円   |
|      |     | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 3,600円 |

#### 備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

#### (9) 松江市営陸上競技場利用料金の基準額

##### (ア) 陸上競技場

| 利用区分              |                  | 時間区分 | 1時間につき | 9時～17時  |
|-------------------|------------------|------|--------|---------|
|                   |                  |      |        |         |
| 占用利用              | 一般               |      | 2,540円 | 18,330円 |
|                   | 高校生以下・高齢者・障がい者   |      | 1,270円 | 9,160円  |
|                   | アマチュアスポーツ以外の催しもの |      | 7,630円 | 55,000円 |
| 個人利用<br>(1人1回につき) | 一般               |      | 100円   |         |
|                   | 高校生以下・高齢者        |      | 70円    |         |
|                   | 障がい者             |      | 50円    |         |

#### 備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 雨天練習場・役員室・2階前室・多目的室

| 利用区分  |    |              | 時間区分 | 1時間につき |
|-------|----|--------------|------|--------|
| 雨天練習場 | 占用 | 一般           |      | 1,030円 |
|       | 利用 | 営利宣伝を目的とした場合 |      | 1,290円 |
| 役員室   | 占用 | 一般           |      | 260円   |
|       | 利用 | 営利宣伝を目的とした場合 |      | 320円   |
| 2階前室  | 占用 | 一般           |      | 410円   |
|       | 利用 | 営利宣伝を目的とした場合 |      | 510円   |
| 多目的室  | 占用 | 一般           |      | 260円   |
|       | 利用 | 営利宣伝を目的とした場合 |      | 320円   |

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。
- 5 雨天練習場及び役員室の利用料金は、陸上競技場を占用利用する場合は徴収しない。

(10) 松江市営補助競技場利用料金の基準額

(ア) 補助競技場

| 時間区分 |  |  | 1時間につき | 9時～17時 |
|------|--|--|--------|--------|
|------|--|--|--------|--------|

| 利用区分                    |     |                  | き      |         |
|-------------------------|-----|------------------|--------|---------|
| 補助競技場<br>(フットサルコートを除く。) | 占 用 | 一般               | 1,340円 | 8,590円  |
|                         | 利用  | 高校生以下・高齢者・障がい者   | 670円   | 4,290円  |
|                         |     | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 4,030円 | 25,780円 |
|                         | 個 人 | 一般               | 70円    |         |
|                         | 利用  | 高校生以下・高齢者・障がい者   | 30円    |         |
| フットサルコート（1面につき）         | 占 用 | 一般               | 510円   | 3,320円  |
|                         | 利用  | 高校生以下・高齢者・障がい者   | 250円   | 1,660円  |
|                         |     | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 1,550円 | 9,960円  |
|                         | 個 人 | 一般               | 40円    |         |
|                         | 利用  | 高校生以下・高齢者・障がい者   | 20円    |         |

#### 備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 談話室

| 利用区分 |              | 時間区分 | 1時間につき |
|------|--------------|------|--------|
| 占用利用 | 一般           |      | 200円   |
|      | 営利宣伝を目的とした場合 |      | 250円   |

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。
- 5 談話室の利用料金は、補助競技場を占用利用する場合は徴収しない。

(11) 松江市営野球場利用料金の基準額

(ア) 野球場

| 利用区分 |        | 時間区分 | 1時間につき |
|------|--------|------|--------|
| 占 用  | 一般・高校生 |      | 2,340円 |

|    |                  |         |
|----|------------------|---------|
| 利用 | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 1,170円  |
|    | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 19,440円 |

#### 備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 高校野球の場合の基準額は、備考の2にかかわらず、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）の5割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 4 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 5 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 6 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 7 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 研修室

| 利用区分 |              | 時間区分 | 1時間につき |
|------|--------------|------|--------|
| 占用利用 | 一般           |      | 330円   |
|      | 営利宣伝を目的とした場合 |      | 410円   |

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。
- 5 研修室の利用料金は、野球場を占用利用する場合は徴収しない。

(12) 松江市営庭球場利用料金の基準額

(ア) テニスコート

| 利用区分 |                | 時間区分 | 1時間につき (19時～17時 (1面につき) | 1時間につき (19時～17時 (1面につき) |
|------|----------------|------|-------------------------|-------------------------|
| 占用利用 | 一般・高校生         |      | 510円                    | 2,930円                  |
|      | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 250円                    | 1,460円                  |
| 個人利用 | 一般・高校生         |      | 150円                    |                         |
|      | 中学生以下・高齢者      |      | 100円                    |                         |
|      | 障がい者           |      | 70円                     |                         |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満

の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

（イ） 西棟ミーティングルーム

| 利用区分 |              | 時間区分 | 1時間につき |
|------|--------------|------|--------|
|      |              |      |        |
| 占用利用 | 一般           |      | 290円   |
|      | 営利宣伝を目的とした場合 |      | 360円   |

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利

用料金を徴収するものとする。

4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

5 西棟ミーティングルームの利用料金は、テニスコートを4面以上占用利用する場合は徴収しない。

(13) こどもスポーツ広場（フットボール練習場）利用料金の基準額

| 利用区分 |                | 時間区分 | 1時間につき |
|------|----------------|------|--------|
| 占用   | 一般・高校生         |      | 1,340円 |
|      | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 670円   |
| 個人   | 一般・高校生         |      | 260円   |
|      | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 130円   |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を

妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(14) 松江市総合体育館の利用料金の基準額

(ア) メインアリーナ、サブアリーナ、会議室、選手控室、多目的ルーム、トレーニングルーム及び売店コーナー

| 時間区分<br>利用区分                    |                                           |                                                     |                            | 占用利用料金の基準額           |                          |                          |                          |                      |                      |                      |                                                          | 個人利用料金の基準額                                                                                               |
|---------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------|----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 |                                           |                                                     |                            | 自 9 時<br>至 12 時<br>時 | 自 13 時<br>至 16 時<br>16 時 | 自 16 時<br>至 19 時<br>19 時 | 自 19 時<br>至 22 時<br>22 時 | 自 9 時<br>至 16 時<br>時 | 自 9 時<br>至 19 時<br>時 | 自 9 時<br>至 22 時<br>時 | 9 時以<br>前 及<br>び 22 時<br>以後の<br>利用<br>(1 時<br>間 に<br>つき) |                                                                                                          |
| メ<br>イ<br>ン<br>ア<br>リ<br>ー<br>ナ | ア<br>マ<br>チ<br>ュ<br>ア<br>ス<br>ポ<br>ー<br>ツ | 入<br>場<br>料<br>を<br>徴<br>収<br>し<br>な<br>い<br>場<br>合 | 中 学 生 以 下 ・ 高 齢 者 ・ 障 がい 者 | 円 6, 110             | 円 6, 110                 | 円 6, 110                 | 円 9, 160                 | 円 9, 770             | 円 14, 660            | 円 22, 000            | 円 2, 440                                                 | 1 ア<br>リ<br>ー<br>ナ<br>(ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>を<br>目<br>的<br>と<br>し<br>た<br>個<br>人<br>プ<br>レ<br>ー<br>の<br>利 |
|                                 |                                           |                                                     | 一般                         | 円 12, 22             | 円 12, 22                 | 円 12, 22                 | 円 18, 33                 | 円 19, 55             | 円 29, 33             | 円 44, 00             | 円 4, 880                                                 |                                                                                                          |

|                                                                              |           |  |        |        |        |        |        |        |        |        |       |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| ツ<br>に<br>利<br>用<br>す<br>る<br>場<br>合                                         |           |  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |        | 用に限   |
|                                                                              | 入 場 料 を   |  | 61, 11 | 61, 11 | 61, 11 | 91, 66 | 97, 77 | 146, 6 | 220, 0 | 24, 44 | り、1人  |
|                                                                              | 徴 収 す る   |  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 60     | 00     | 0      | 1 枠 当 |
|                                                                              | 場 合       |  |        |        |        |        |        |        |        |        | たり)   |
|                                                                              |           |  |        |        |        |        |        |        |        |        | 一 般   |
| ア<br>マ<br>チ<br>ュ<br>ア<br>ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>以<br>外<br>の<br>催<br>し<br>も<br>の | 入 場 中 学   |  | 46, 44 | 46, 44 | 46, 44 | 69, 66 | 74, 31 | 111, 4 | 167, 2 | 18, 57 | 児 童 ・ |
|                                                                              | 料 を 生 以   |  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 60     | 00     | 0      | 生 徒 、 |
|                                                                              | 徴 収 下 ・ 高 |  |        |        |        |        |        |        |        |        | 障 が い |
|                                                                              | し な 齢     |  |        |        |        |        |        |        |        |        | 者     |
|                                                                              | い 場 者 ・ 障 |  |        |        |        |        |        |        |        |        | 150円  |
| ア<br>マ<br>チ<br>ュ<br>ア<br>ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>以<br>外<br>の<br>催<br>し<br>も<br>の | 合 が い     |  |        |        |        |        |        |        |        |        | 障 が い |
|                                                                              | 者         |  |        |        |        |        |        |        |        |        | 者 の 介 |
|                                                                              | 一 般       |  | 91, 66 | 91, 66 | 91, 66 | 137, 5 | 146, 6 | 220, 0 | 330, 0 | 36, 66 | 助 者   |
|                                                                              |           |  | 0      | 0      | 0      | 00     | 60     | 00     | 00     | 0      | ( 障 が |
|                                                                              | 営 利       |  | 158, 8 | 158, 8 | 158, 8 | 238, 3 | 254, 2 | 381, 3 | 572, 0 | 63, 55 | い 者 本 |
| ア<br>マ<br>チ<br>ュ<br>ア<br>ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>以<br>外<br>の<br>催<br>し<br>も<br>の | 宣 伝       |  | 80     | 80     | 80     | 30     | 20     | 30     | 00     | 0      | 人 1 名 |
|                                                                              | を 目       |  |        |        |        |        |        |        |        |        | につき   |
|                                                                              | 的 と       |  |        |        |        |        |        |        |        |        | 1 名 ま |
|                                                                              | し た       |  |        |        |        |        |        |        |        |        | で )   |
|                                                                              | 場 合       |  |        |        |        |        |        |        |        |        | 無 料   |
| ア<br>マ<br>チ<br>ュ<br>ア<br>ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>以<br>外<br>の<br>催<br>し<br>も<br>の | 入 場 料 を   |  | 183, 3 | 183, 3 | 183, 3 | 275, 0 | 293, 3 | 440, 0 | 660, 0 | 73, 33 | 2 ラ ン |

|                                                                    |                         |             |                            |        |        |        |        |        |        |         |        |                                                             |
|--------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|-------------------------------------------------------------|
|                                                                    |                         | 徴収する場合      |                            | 30     | 30     | 30     | 00     | 30     | 00     | 00      | 0      | ニング<br>コース                                                  |
| サブ<br>アリー<br>ーナ<br>スポ<br>ー<br>ツ<br>に<br>利<br>用<br>す<br>る<br>場<br>合 | アマ<br>チュ<br>ア<br>ス<br>ポ | 入場料を徴収しない場合 | 中学<br>生以下・高<br>齢者・障<br>がい者 | 4,070  | 4,070  | 4,070  | 6,110  | 6,510  | 9,770  | 14,660  | 1,620  | (1人1<br>回当た<br>り)<br>一般<br>100円<br>高校生<br>以下の<br>児童・<br>生徒、 |
|                                                                    |                         |             | 一般                         | 8,140  | 8,140  | 8,140  | 12,220 | 13,030 | 19,550 | 29,330  | 3,250  | 障がい<br>者 50<br>円<br>障がい<br>者の介<br>助者<br>(障が                 |
|                                                                    |                         | 入場料を徴収する場合  |                            | 40,740 | 40,740 | 40,740 | 61,110 | 65,180 | 97,770 | 146,660 | 16,290 | い者本<br>人1名<br>につき<br>1名ま<br>で )<br>無料<br>※アリ                |
|                                                                    |                         |             |                            |        |        |        |        |        |        |         |        |                                                             |
|                                                                    |                         | 入場料を徴収しない場合 | 中学<br>生以下・高<br>齢者・障<br>がい者 | 30,960 | 30,960 | 30,960 | 46,440 | 49,540 | 74,310 | 111,460 | 12,380 |                                                             |



|                                                |                               |                                        |     |                                                                                                     |
|------------------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                |                               | し た<br>場 合                             |     |                                                                                                     |
| 選<br>手<br>控<br>室<br><br>(<br>一<br>室<br>単<br>位) | 占 用 利<br>用 (1時<br>間 に つ<br>き) | ア マ<br>チ ュ<br>ア ス<br>ポ ー<br>ツ          | 190 |                                                                                                     |
|                                                |                               | 一 般<br>会 議                             | 770 |                                                                                                     |
|                                                |                               | 営 利<br>宣 伝<br>を 目<br>的 と<br>し た<br>場 合 | 960 |                                                                                                     |
| 多<br>目<br>的<br>ル<br>ー<br>ム                     | 占 用 利 用 (1時<br>間 に つ き)       |                                        | 790 | 多 目 的 ル<br>ー ム (1<br>人 1 時 間<br>当 た り )<br><br>一 般<br><br>150円<br><br>高 校 生 以<br>下 の 児<br>童 ・ 生 徒 、 |

|                                           |                                                            |     |                                                                                                                          |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                           |                                                            |     | 障がい者<br>70円<br>障がい者<br>の介助者<br>(障がい<br>者本人1<br>名につき<br>1名まで)<br>無料                                                       |
| ト<br>レ<br>ー<br>ニ<br>ン<br>グ<br>ル<br>ー<br>ム | 占用利用（1時<br>間につき、右記<br>記載の金額に<br>加え、利用人数<br>に応じた個人<br>利用料金） | 710 | トレーニ<br>ングルー<br>ム（1人1<br>回当た<br>り）<br>一般<br>300円<br>高校生、<br>中学生、<br>障がい者<br>150円<br>障がい者<br>の介助者<br>(障がい<br>者本人1<br>名につき |

|                            |                                      |    |       |             |
|----------------------------|--------------------------------------|----|-------|-------------|
|                            |                                      |    |       | 1名まで)<br>無料 |
| 売<br>店<br>コ<br>ー<br>ナ<br>ー | 1 区 画<br>( 4m <sup>2</sup> 当<br>たり ) | 1日 | 1,250 |             |

#### 備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算する。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積の2分の1又は3分の1を区分して利用する場合は、催しものの種別により定める当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算をした額をいう。以下同じ。）の2分の1又は3分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 冷房及び暖房を利用する場合の基準額は、規則で定める。
- 6 2日以上にわたり昼間のみ利用する場合において、原状回復を行わず夜間の他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 7 電気及び特殊電気設備を利用する場合の基準額は、規則で定める。

8 放送設備その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 附属駐車場

|       |            |               |        |
|-------|------------|---------------|--------|
| 附属駐車場 | 自6時至22時30分 | 30分以内         | 無料     |
|       |            | 30分を超えて4時間以内  | 200円   |
|       |            | 4時間を超えて30分ごとに | 100円   |
|       | 自22時30分至6時 |               | 1,010円 |

備考

- 1 30分に満たない時間は、30分として算定する。
- 2 市長が公益上特に必要と認める場合は、利用料金を徴収しない。
- 3 市長が認めた大会の参加者の利用料金は、この表の規定にかかわらず、市長が必要と認めた時間内において1回につき200円（30分以内は無料）とする。

(15) 松江市北庭球場利用料金の基準額

| 利用区分 |                | 時間区分 | 1面1時間につき |
|------|----------------|------|----------|
| 占 用  | 一般・高校生         |      | 510円     |
| 利 用  | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 250円     |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1に

より加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(16) 松江市北公園多目的広場利用料金の基準額

| 時間区分<br>利用区分                 |                            | 占用利用料金の基準額      |              |             |                                        | 個人利用料金の<br>基準額(1人1枠当<br>たり)             |
|------------------------------|----------------------------|-----------------|--------------|-------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|
|                              |                            | 自9時<br>至12<br>時 | 自12時<br>至17時 | 自9時<br>至17時 | 9時以前及<br>び17時以<br>後の利用<br>(1時間に<br>つき) |                                         |
| アマチュ<br>アスポー<br>ツに利用<br>する場合 | 中学生以<br>下・高齢<br>者・障がい<br>者 | 円<br>1,220      | 円<br>2,030   | 円<br>2,850  | 円<br>400                               | 一般 100円<br>高校生以下の児<br>童・生徒、障がい<br>者 50円 |
|                              | 一般                         | 2,440           | 4,070        | 5,700       | 810                                    | 障がい者の介助<br>者(障がい者本人                     |

|                      |       |        |        |       |  |               |
|----------------------|-------|--------|--------|-------|--|---------------|
|                      |       |        |        |       |  | 1名につき1名まで) 無料 |
| アマチュアスポーツ<br>以外の催しもの | 7,330 | 12,220 | 17,110 | 2,440 |  |               |

#### 備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算する。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり昼間のみ利用する場合において、原状回復を行わず夜間の他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 照明設備その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

#### (17) 松江市馬潟体育館利用料金の基準額

##### (ア) 体育館

| 利用区分     |                | 時間区分 | 9時から19時<br>(1時間につき) | 19時から22時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
|----------|----------------|------|---------------------|----------------------|-----------------|
|          |                |      |                     |                      |                 |
| 占用<br>利用 | 一般・高校生         |      | 570円                | 850円                 | 680円            |
|          | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 280円                | 420円                 | 330円            |
|          | アマチュアスポーツ以     |      | 4,270円              | 6,410円               | 5,130円          |

|    |            |        |      |  |
|----|------------|--------|------|--|
|    | 外の催しもの     |        |      |  |
| 個人 | 一般・高齢者     | 1時間につき | 100円 |  |
| 利用 | 高校生以下・障がい者 | 1時間につき | 50円  |  |

#### 備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

#### （イ） 会議室・談話室・和室

| 利用区分 |      |              | 時間区分 | 1時間につき |
|------|------|--------------|------|--------|
| 会議室  | 占有利用 | 一般           |      | 410円   |
|      |      | 営利宣伝を目的とした場合 |      | 510円   |
| 談話室  | 占有利用 | 一般           |      | 410円   |

|    |      |              |      |
|----|------|--------------|------|
|    |      | 営利宣伝を目的とした場合 | 510円 |
| 和室 | 占用利用 | 一般           | 410円 |
|    |      | 営利宣伝を目的とした場合 | 510円 |

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(18) 鹿島片勾運動場利用料金の基準額

| 利用区分 |                  | 時間区分 | 1時間につき |
|------|------------------|------|--------|
| 占用利用 | 一般・高校生           |      | 200円   |
|      | 中学生以下・高齢者・障がい者   |      | 100円   |
|      | アマチュアスポーツ以外の催しもの |      | 610円   |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を

妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(19) 鹿島総合体育館利用料金の基準額

(ア) メインアリーナ及びサブアリーナ

| 利用区分 |         |                  |              | 時間区分                |                      |                 |
|------|---------|------------------|--------------|---------------------|----------------------|-----------------|
|      |         |                  |              | 9時から19時<br>(1時間につき) | 19時から22時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
| 利用区分 | メインアリーナ | アマチュアスポーツに利用する場合 | 入場料を徴収しない場合  | 一般・高校生              | 2,720円               | 4,090円          |
|      |         |                  |              | 中学生以下・高齢者・障がい者      | 1,360円               | 2,040円          |
|      |         |                  | 入場料を徴収する場合   |                     | 13,640円              | 20,470円         |
|      |         | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 入場料を徴収しない場合  | 一般・高校生              | 20,470円              | 30,700円         |
|      |         |                  |              | 中学生以下・高齢者・障がい者      | 10,230円              | 15,340円         |
|      |         |                  | 営利宣伝を目的とした場合 | 35,480円             | 53,220円              | 42,570円         |
|      |         |                  | 入場料を徴収する場合   | 40,940円             | 61,410円              | 49,130円         |
|      | サブアリーナ  | アマチュアスポーツに利用する場合 | 入場料を徴収しない場合  | 一般・高校生              | 1,080円               | 1,620円          |
|      |         |                  |              | 中学生以下・高齢者・障がい者      | 530円                 | 810円            |
|      |         |                  | 入場料を徴収する場合   |                     |                      |                 |

|                                                                |                                                        |                     |                  |         |         |             |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------|------------------|---------|---------|-------------|
| ア<br>リ<br>ー<br>ナ<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>以<br>外<br>の<br>催<br>し<br>もの | ア<br>ス<br>ル<br>場<br>合                                  | 合                   | 齢者・障がい者          |         |         |             |
|                                                                |                                                        | 入場料を徴収する場合          |                  | 5,440円  | 8,160円  | 6,530円      |
|                                                                | アマチュアス                                                 | 入場料を徴<br>収しない場<br>合 | 一般・高校生           | 8,160円  | 12,250円 | 9,800円      |
|                                                                | スポーツ以外の                                                |                     | 中学生以下・高          | 4,080円  | 6,120円  | 4,890円      |
|                                                                | 催しもの                                                   |                     | 齢者・障がい者          |         |         |             |
|                                                                |                                                        |                     | 営利宣伝を目<br>的とした場合 | 14,160円 | 21,240円 | 16,990<br>円 |
|                                                                |                                                        | 入場料を徴収する場合          |                  | 16,340円 | 24,510円 | 19,610<br>円 |
| 個<br>人<br>利<br>用                                               | メインアリーナ・サブアリー<br>ナ（1人1時間につき）                           |                     | 一般・高齢者           | 100円    |         |             |
|                                                                |                                                        |                     | 高校生以下・障<br>がい者   | 50円     |         |             |
|                                                                | ランニングコース（1人1回に<br>つき）メインアリーナが大会<br>利用等されていない場合に限<br>る。 |                     | 一般・高齢者           | 100円    |         |             |
|                                                                |                                                        |                     | 高校生以下・障<br>がい者   | 50円     |         |             |

#### 備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものと

する。

4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 ランニングコースの利用料金について、館内施設利用者はその利用時間中においては無料とする。

7 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 会議室及び控室

| 利用区分 |    | 時間区分         | 1時間につき |
|------|----|--------------|--------|
|      |    |              |        |
| 会議室  | 占有 | アマチュアスポーツ    | 1,100円 |
|      | 利用 | 一般会議         | 4,400円 |
|      |    | 営利宣伝を目的とした場合 | 5,500円 |
| 控室   | 占有 | アマチュアスポーツ    | 110円   |
|      | 利用 | 一般会議         | 440円   |
|      |    | 営利宣伝を目的とした場合 | 560円   |

備考

1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(ウ) 多目的ルーム及びトレーニング室

| 利用区分    |                                        |            | 基準額  |
|---------|----------------------------------------|------------|------|
| 多目的ルーム  | 占用利用（1時間につき）                           |            | 760円 |
| トレーニング室 | 占用利用（1時間につき、右記記載の金額に加え、利用人数に応じた個人利用料金） |            | 760円 |
|         | 個人利用（1人1回につき）                          | 一般         | 430円 |
|         |                                        | 高齢者        | 350円 |
|         |                                        | 高校生以下・障がい者 | 210円 |

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(エ) 温水プール

| 区分                       | 個人利用の基準額<br>(1人1回につき) | 占用利用の基準額（1時間1コースにつき） |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|
| 一般                       | 550円                  | 5,500円               |
| 小学生・中学生・高校生・<br>高齢者・障がい者 | 270円                  | 2,750円               |
| 幼児                       | 130円                  | 1,320円               |

備考

- 1 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

2 占有利用は、競技大会等に利用する場合で施設管理者の承認を得た場合とする。

3 幼児には、付添人が同伴するものとし、付添人1人につき幼児は、2人以内とする。

(オ) プール教室

| 区分     |       | 利用料金の基準額  |
|--------|-------|-----------|
| 年会費    |       | 2,200円    |
| フリーコース | 中学生以下 | 月額 5,050円 |
|        | 一般    | 月額 6,150円 |
| 強化コース  | 中学生以下 | 月額 6,600円 |
|        | 一般    | 月額 7,700円 |

備考 特別な教室の利用料金の基準額は、規則で定める。

(カ) 多目的広場

| 利用区分 \ 時間区分 |                  | 1時間につき |
|-------------|------------------|--------|
| 占有利用        | 一般・高校生           | 630円   |
|             | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 310円   |
|             | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 1,890円 |

備考

1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。

3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(20) 鹿島武道館利用料金の基準額

| 時間区分 |                  | 5時から19時<br>(1時間につき) | 19時から22時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
|------|------------------|---------------------|----------------------|-----------------|
| 利用区分 | 一般・高校生           | 890円                | 1,340円               | 1,060円          |
|      | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 440円                | 670円                 | 520円            |
|      | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 6,720円              | 10,080円              | 8,060円          |
|      |                  |                     |                      |                 |
| 個人利用 | 一般・高齢者           | 1時間につき 100円         |                      |                 |
|      | 高校生以下・障がい者       | 1時間につき 50円          |                      |                 |

備考

- 1 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(21) 鹿島グラウンドゴルフ場利用料金の基準額

| 利用区分 |            | 時間区分 | 1日・1人・1回につき     |
|------|------------|------|-----------------|
|      |            |      |                 |
| 個人利用 | 一般・高校生・高齢者 |      | 360円            |
|      |            |      | 回数券（20回分）5,090円 |
|      | 中学生以下・障がい者 |      | 180円            |
| 団体利用 | 一般・高校生・高齢者 |      | 250円            |
|      | 中学生以下・障がい者 |      | 120円            |

備考 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

(22) 鹿島御津地区体育館利用料金の基準額

| 利用区分  |   |                | 時間区分 | 8時から19時<br>(1時間につき) | 19時から22時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
|-------|---|----------------|------|---------------------|----------------------|-----------------|
|       |   |                |      |                     |                      |                 |
| 体育館利用 | 占 | 一般・高校生         |      | 630円                | 940円                 | 750円            |
|       | 用 | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 310円                | 460円                 | 370円            |
|       | 利 | アマチュアスポーツ      |      | 4,730円              | 7,090円               | 5,680円          |
|       | 用 | 以外の催しもの        |      |                     |                      |                 |
| 卓球場   | 占 | 一般・高校生         |      | 200円                | 300円                 | 240円            |
|       | 用 | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 100円                | 150円                 | 120円            |
|       | 利 | アマチュアスポーツ      |      | 1,520円              | 2,290円               | 1,830円          |
|       | 用 | 以外の催しもの        |      |                     |                      |                 |

|      |            |             |
|------|------------|-------------|
| 個人利用 | 一般・高齢者     | 1時間につき 100円 |
|      | 高校生以下・障がい者 | 1時間につき 50円  |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(23) 島根総合公園運動広場利用料金の基準額

| 利用区分 |                  | 時間区分 | 1時間につき |
|------|------------------|------|--------|
| 占用利用 | 一般・高校生           |      | 750円   |
|      | 中学生以下・高齢者・障がい者   |      | 370円   |
|      | アマチュアスポーツ以外の催しもの |      | 2,260円 |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(24) 島根体育館利用料金の基準額

| 利用区分             |                  |                | 時間区分 | 9時から19時<br>(1時間につき) | 19時から22時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
|------------------|------------------|----------------|------|---------------------|----------------------|-----------------|
|                  |                  |                |      |                     |                      |                 |
| 大<br>体<br>育<br>室 | 占<br>用<br>利<br>用 | 一般・高校生         |      | 750円                | 1,130円               | 890円            |
|                  |                  | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 370円                | 560円                 | 440円            |
|                  |                  | アマチュアスポーツ      |      | 5,650円              | 8,470円               | 6,780円          |
|                  |                  |                |      |                     |                      |                 |

|                  |   |                      |             |        |        |
|------------------|---|----------------------|-------------|--------|--------|
|                  |   | 以外の催しもの              |             |        |        |
| 小<br>体<br>育<br>室 | 占 | 一般・高校生               | 180円        | 270円   | 210円   |
|                  | 用 | 中学生以下・高齢者・障がい者       | 90円         | 130円   | 100円   |
|                  | 利 |                      |             |        |        |
|                  | 用 | アマチュアスポーツ<br>以外の催しもの | 1,370円      | 2,050円 | 1,650円 |
| 個<br>人<br>利<br>用 |   | 一般・高齢者               | 1時間につき 100円 |        |        |
|                  |   | 高校生以下・障がい者           | 1時間につき 50円  |        |        |

#### 備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

#### (25) 島根スポーツ広場利用料金の基準額

| 利用区分 |                  | 時間区分 | 1時間につき |
|------|------------------|------|--------|
| 占有利用 | 一般・高校生           |      | 750円   |
|      | 中学生以下・高齢者・障がい者   |      | 370円   |
|      | アマチュアスポーツ以外の催しもの |      | 2,260円 |

#### 備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 占有面積が2分の1以内のときの基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に2分の1を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

#### (26) 八雲屋根付き多目的広場利用料金の基準額

| 利用区分  | 単位  | 基準額    |
|-------|-----|--------|
| 非営利目的 | 1時間 | 550円   |
| 営利目的  | 1時間 | 2,750円 |

備考 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

(27) 宍道総合公園多目的広場利用料金の基準額

| 利用区分 |     | 時間区分             | 1時間につき |
|------|-----|------------------|--------|
| 利用   | 占 用 | 一般・高校生           | 1,150円 |
|      |     | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 570円   |
|      |     | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 3,450円 |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 占用面積が2分の1以内のときの基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に2分の1を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(28) 宍道総合公園テニスコート利用料金の基準額

| 利用区分 |  | 時間区分 | 1面1時間につき |
|------|--|------|----------|
|------|--|------|----------|

|     |                |      |
|-----|----------------|------|
| 占 用 | 一般・高校生         | 420円 |
| 利用  | 中学生以下・高齢者・障がい者 | 210円 |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(29) 宍道総合公園少年広場利用料金の基準額

| 利用区分 |                | 時間区分 | 1時間につき |
|------|----------------|------|--------|
| 占 用  | 一般・高校生         |      | 380円   |
| 利用   | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 190円   |

|  |                  |        |
|--|------------------|--------|
|  | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 1,160円 |
|--|------------------|--------|

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(30) 宍道総合公園野球場利用料金の基準額

| 利用区分     |                  | 時間区分 | 1時間につき |
|----------|------------------|------|--------|
| 占用<br>利用 | 一般・高校生           |      | 1,930円 |
|          | 中学生以下・高齢者・障がい者   |      | 960円   |
|          | アマチュアスポーツ以外の催しもの |      | 5,800円 |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を

徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。

その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(31) 宍道体育センター利用料金の基準額

| 時間区分<br>利用区分 |                  | 9時から19時<br>(1時間につき) | 19時から22時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
|--------------|------------------|---------------------|----------------------|-----------------|
| 占 用<br>利 用   | 一般・高校生           | 560円                | 830円                 | 670円            |
|              | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 270円                | 410円                 | 330円            |
|              | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 4,190円              | 6,290円               | 5,040円          |
| 個 人<br>利 用   | 一般・高齢者           | 1時間につき 100円         |                      |                 |
|              | 高校生以下・障がい者       | 1時間につき 50円          |                      |                 |

備考

1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満

の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(32) 剣道武道館利用料金の基準額

| 利用区分 |            | 時間区分             | 9時から19時<br>(1時間につき) | 19時から22時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
|------|------------|------------------|---------------------|----------------------|-----------------|
| 利用   | 占 用        | 一般・高校生           | 400円                | 610円                 | 480円            |
|      |            | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 200円                | 300円                 | 240円            |
|      |            | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 3,050円              | 4,580円               | 3,660円          |
|      |            |                  |                     |                      |                 |
| 個人利用 | 一般・高齢者     | 1時間につき 100円      |                     |                      |                 |
|      | 高校生以下・障がい者 | 1時間につき 50円       |                     |                      |                 |

備考

- 1 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(33) 松江市宍道B&G海洋センター利用料金の基準額

(ア) プール

| 区分                       | 個人利用の基準額<br>(1人1回につき) | 占用利用の基準額（1時間1コース当たり） |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|
| 一般                       | 550円                  | 5,500円               |
| 小学生・中学生・高校生・<br>高齢者・障がい者 | 270円                  | 2,750円               |
| 幼児                       | 130円                  | 1,320円               |

備考

- 1 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2 占用利用は、競技大会等に利用する場合で施設管理者の承認を得た場合とする。
- 3 幼児には、付添人が同伴するものとし、付添人1人につき幼児は、2人以内とする。

(イ) プール会員

| 区分    | 利用料金の基準額 |        |        |
|-------|----------|--------|--------|
|       | 年会費      | 3箇月会員  | 1箇月会員  |
| 個人    | 22,000円  | 9,420円 | 4,180円 |
| 家族    | 31,420円  |        |        |
| 企業・団体 | 62,850円  |        |        |

備考

- 1 家族会員は、同一家族で1回につき4名まで利用可能とする。
- 2 企業・団体会員は、同一企業・団体で1回につき10名まで利用可能とする。

(ウ) プール教室

| 区分    | 利用料金の基準額（月額） |        |        |
|-------|--------------|--------|--------|
|       | 週1回コース       | 週2回コース | 週3回コース |
| 幼児    | 4,180円       | 6,800円 |        |
| 小・中学生 | 3,660円       | 5,750円 |        |
| 成人    | 3,130円       | 4,700円 |        |
| 健康系   | 4,180円       | 6,280円 |        |
| 選手育成  |              |        | 6,280円 |

備考 特別な教室利用の基準額は、規則で定める。

(エ) トレーニングルーム

| 利用区分 |            | 時間区分 | 1日・1人・1回につき |
|------|------------|------|-------------|
| 個人   | 一般・高齢者     |      | 100円        |
| 利用   | 高校生以下・障がい者 |      | 50円         |

(34) 八束体育館利用料金の基準額

| 利用区分             |        |                  | 時間区分        | 8時30分から19時<br>(1時間につき) | 19時から22時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
|------------------|--------|------------------|-------------|------------------------|----------------------|-----------------|
|                  |        |                  |             |                        |                      |                 |
| 大<br>体<br>育<br>室 | 占<br>用 | 一般・高校生           |             | 940円                   | 1,410円               | 1,130円          |
|                  |        | 中学生以下・高齢者・障がい者   |             | 460円                   | 700円                 | 560円            |
|                  |        | アマチュアスポーツ以外の催しもの |             | 7,090円                 | 10,650円              | 8,520円          |
|                  |        |                  |             |                        |                      |                 |
| 小<br>体<br>育<br>室 | 占<br>用 | 一般・高校生           |             | 460円                   | 700円                 | 560円            |
|                  |        | 中学生以下・高齢者・障がい者   |             | 230円                   | 340円                 | 270円            |
|                  |        | アマチュアスポーツ以外の催しもの |             | 3,510円                 | 5,260円               | 4,210円          |
|                  |        |                  |             |                        |                      |                 |
| 個<br>人<br>利<br>用 |        | 一般・高齢者           | 1時間につき 100円 |                        |                      |                 |
|                  |        | 高校生以下・障がい者       | 1時間につき 50円  |                        |                      |                 |

#### 備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものと

する。

4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(35) 八束テニスコート利用料金の基準額

| 利用区分 |                | 時間区分 | 1面1時間につき |
|------|----------------|------|----------|
| 占 用  | 一般・高校生         |      | 420円     |
| 利 用  | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 210円     |

備考

1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を

妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(36) 八束総合運動場利用料金の基準額

(ア) 野球場

| 利用区分 |     | 時間区分             | 1時間につき |
|------|-----|------------------|--------|
| 利用区分 | 占 用 | 一般・高校生           | 1,180円 |
|      | 利用  | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 590円   |
|      |     | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 3,540円 |

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利

用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 多目的広場

| 利用区分 |     | 時間区分             | 1時間につき |
|------|-----|------------------|--------|
| 利用   | 占 用 | 一般・高校生           | 420円   |
|      | 利用  | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 210円   |
|      |     | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 1,280円 |

備考

1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(37) 美保関総合運動公園多目的運動場利用料金の基準額

| 利用区分 |     | 時間区分           | 1時間につき |
|------|-----|----------------|--------|
| 利用   | 占 用 | 一般・高校生         | 630円   |
|      | 利用  | 中学生以下・高齢者・障がい者 | 310円   |

|  |                  |        |
|--|------------------|--------|
|  | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 1,890円 |
|--|------------------|--------|

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(38) 美保関総合運動公園野球場利用料金の基準額

| 時間区分 |                  | 1時間につき |
|------|------------------|--------|
| 利用区分 | 占用               |        |
|      | 一般・高校生           | 1,180円 |
|      | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 590円   |
|      | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 3,540円 |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を

徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。

その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(39) 美保関総合運動公園多目的広場利用料金の基準額

| 利用区分 |     | 時間区分             | 1時間につき |
|------|-----|------------------|--------|
| 利用区分 | 占 用 | 一般・高校生           | 1,180円 |
|      | 利用  | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 590円   |
|      |     | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 3,540円 |

備考

1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 占用面積が2分の1以内のときの基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に2分の1を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

する。

4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(40) 美保関総合運動公園テニスコート利用料金の基準額

(ア) テニスコート

| 利用区分 |                | 時間区分 | 1面1時間につき |
|------|----------------|------|----------|
|      |                |      |          |
| 占 用  | 一般・高校生         |      | 420円     |
| 利用   | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 210円     |

備考

1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) ミーティングルーム

| 利用区分 |              | 時間区分 | 1時間につき |
|------|--------------|------|--------|
| 占 用  | 一般           |      | 200円   |
| 利用   | 営利宣伝を目的とした場合 |      | 250円   |

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(41) 美保関体育館利用料金の基準額

| 利用区分 |                | 時間区分 | 9時から19時<br>(1時間につき) | 19時から22時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
|------|----------------|------|---------------------|----------------------|-----------------|
| 占 用  | 一般・高校生         |      | 830円                | 1,250円               | 990円            |
| 利用   | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 410円                | 620円                 | 490円            |

|    |                      |             |        |        |
|----|----------------------|-------------|--------|--------|
|    | アマチュアスポーツ以外<br>の催しもの | 6,260円      | 9,390円 | 7,510円 |
| 個人 | 一般・高齢者               | 1時間につき 100円 |        |        |
| 利用 | 高校生以下・障がい者           | 1時間につき 50円  |        |        |

#### 備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

#### (42) 玉湯野球場利用料金の基準額

##### (ア) 野球場

|      |  |      |        |
|------|--|------|--------|
| 利用区分 |  | 時間区分 | 1時間につき |
|      |  | 占用   | 一般・高校生 |
|      |  |      | 1,180円 |

|    |                  |        |
|----|------------------|--------|
| 利用 | 中学生以下・高齢者・障がい者   | 590円   |
|    | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 3,540円 |

#### 備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

#### （イ） 練習用グラウンド

| 時間区分 |                | 1時間につき |
|------|----------------|--------|
| 利用区分 | 占用             | 520円   |
|      | 中学生以下・高齢者・障がい者 | 260円   |

|  |                  |        |
|--|------------------|--------|
|  | アマチュアスポーツ以外の催しもの | 1,580円 |
|--|------------------|--------|

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(43) 玉湯体育館利用料金の基準額

| 利用区分     |                  | 時間区分        | 9時から19時<br>(1時間につき) | 19時から22時<br>(1時間につき) | 時間外<br>(1時間につき) |
|----------|------------------|-------------|---------------------|----------------------|-----------------|
|          |                  |             |                     |                      |                 |
| 占用<br>利用 | 一般・高校生           |             | 830円                | 1,250円               | 990円            |
|          | 中学生以下・高齢者・障がい者   |             | 410円                | 620円                 | 490円            |
|          | アマチュアスポーツ以外の催しもの |             | 6,260円              | 9,390円               | 7,510円          |
| 個人<br>利用 | 一般・高齢者           | 1時間につき 100円 |                     |                      |                 |
|          | 高校生以下・障がい者       | 1時間につき 50円  |                     |                      |                 |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、こ

の表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(44) 空口公園テニスコート利用料金の基準額

|              |        |
|--------------|--------|
| 占用利用（1時間につき） | 一面100円 |
|--------------|--------|

備考

1 1時間に満たない時間の算定は、1時間として算定する。

2 別表第2に定める供用時間外の占用利用については2割増とする。

(45) 空口公園多目的広場利用料金の基準額

| 利用区分     |                  | 時間区分 | 1時間につき |
|----------|------------------|------|--------|
|          |                  |      |        |
| 占用<br>利用 | 一般・高校生           |      | 430円   |
|          | 中学生以下・高齢者・障がい者   |      | 210円   |
|          | アマチュアスポーツ以外の催しもの |      | 1,310円 |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(46) 東出雲体育館利用料金の基準額

(ア) 大体育室、小体育室、柔道場

| 利用区分 |    |                  | 時間区分 | 9時から19時（1時間につき） | 19時から22時（1時間につき） | 時間外（1時間に） |
|------|----|------------------|------|-----------------|------------------|-----------|
|      |    |                  |      |                 |                  |           |
| 大体育室 | 占用 | 一般・高校生           |      | 1,850円          | 2,780円           | 2,220円    |
|      |    | 中学生以下・高齢者・障がい者   |      | 920円            | 1,380円           | 1,110円    |
|      |    | アマチュアスポーツ以外の催しもの |      | 13,900円         | 20,840円          | 16,680円   |
|      |    |                  |      |                 |                  |           |
| 小体育室 | 占用 | 一般・高校生           |      | 730円            | 1,100円           | 870円      |
|      |    | 中学生以下・高齢者・障がい者   |      | 360円            | 550円             | 430円      |
|      |    | アマチュアスポーツ        |      | 5,500円          | 8,250円           | 6,600円    |
|      |    |                  |      |                 |                  |           |

|             |   |            |             |        |        |
|-------------|---|------------|-------------|--------|--------|
|             |   | 以外の催しもの    |             |        |        |
| 柔<br>道<br>場 | 占 | 一般・高校生     | 300円        | 450円   | 360円   |
|             | 用 | 中学生以下・高齢   | 150円        | 220円   | 180円   |
|             | 利 | 者・障がい者     |             |        |        |
|             | 用 | アマチュアスポーツ  | 2,290円      | 3,430円 | 2,750円 |
|             |   | 以外の催しもの    |             |        |        |
| 個 人 利<br>用  |   | 一般・高齢者     | 1時間につき 100円 |        |        |
|             |   | 高校生以下・障がい者 | 1時間につき 50円  |        |        |

#### 備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。）に利用する面積の割合を乗じた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。  
（イ） 研修室及び多目的室

| 時間区分 |     |              | 1時間につき |
|------|-----|--------------|--------|
| 利用区分 |     |              |        |
| 研修室  | 占 用 | 一般           | 250円   |
|      | 利用  | 営利宣伝を目的とした場合 | 310円   |
| 多目的室 | 占 用 | 一般           | 260円   |
|      | 利用  | 営利宣伝を目的とした場合 | 320円   |

#### 備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

#### (47) 東出雲グラウンドゴルフ場利用料金の基準額

##### (ア) グラウンドゴルフ場

| 時間区分      |                 | 1日・1人・1回につき |
|-----------|-----------------|-------------|
| 利用区分      |                 |             |
| 個 人<br>利用 | 一般・高校生・高齢者      |             |
|           | 回数券（20回分）5,090円 |             |
|           | 中学生以下・障がい者      |             |
| 団 体<br>利用 | 一般・高校生・高齢者      |             |
|           | 中学生以下・障がい者      |             |

備考 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

##### (イ) クラブハウス

| 利用区分 \ 時間区分 |                 | 1時間につき |
|-------------|-----------------|--------|
| 利用区分        | 占 用 一般          | 370円   |
|             | 利用 営利宣伝を目的とした場合 | 460円   |

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(48) 東出雲中央公園野球場利用料金の基準額

| 利用区分 \ 時間区分 |                   | 1時間につき |
|-------------|-------------------|--------|
| 利用区分        | 占 用 一般・高校生        | 2,030円 |
|             | 利用 中学生以下・高齢者・障がい者 | 1,010円 |
|             | アマチュアスポーツ以外の催しもの  | 6,110円 |

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を

徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。

その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(49) 東出雲中央公園多目的グラウンド利用料金の基準額

| 利用区分 |                  | 時間区分 | 1時間につき |
|------|------------------|------|--------|
| 占有利用 | 一般・高校生           |      | 990円   |
|      | 中学生以下・高齢者・障がい者   |      | 490円   |
|      | アマチュアスポーツ以外の催しもの |      | 2,990円 |

備考

1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利

用料金を徴収するものとする。

5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(50) 東出雲中央公園テニスコート利用料金の基準額

| 利用区分 |                | 時間区分 | 1面1時間につき |
|------|----------------|------|----------|
|      |                |      |          |
| 占 用  | 一般・高校生         |      | 420円     |
| 利 用  | 中学生以下・高齢者・障がい者 |      | 210円     |

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。）の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。